

第3編 危険物に関する法令

危険物に関する法令を学ぶ前に

- 危険物に関する法令
 - 3つで成り立っている
 - ① 消防法 （「法」と略する）
 - ② 危険物の規制に関する政令（「政令」と略する）
 - ③ 危険物の規制に関する規則（「規則」と略する）

危険物に関する法令を学ぶ前に

1 「製造所等」とは

①危険物の製造所

②危険物の貯蔵所 7種

- ・ 屋内貯蔵所
- ・ 屋外貯蔵所
- ・ 屋内タンク貯蔵所
- ・ 屋外タンク貯蔵所
- ・ 簡易タンク貯蔵所
- ・ 地下タンク貯蔵所

③危険物の取扱所 4種

- ・ 販売取扱所
- ・ 給油取扱所
- ・ 移送取扱所
- ・ 一般取扱所

危険物に関する法令を学ぶ前に

2 「政令で定める製造所等」とは

- ・ 特定の製造所等にのみ適応されるルール
- ・ 種類や規模によって変わる

3 「市町村長等」とは

- ・ 市町村長：消防署がある地域
- ・ 都道府県知事：消防署がない地域

4 「危険物取扱者」とは

試験に合格して都道府県知事より
免状の交付を受けている者

危険物に関する法令を学ぶ前に

5 「所有者等」とは

- ・ 製造所等の所有者
- ・ 管理者（会社の役員以上）
- ・ 占有者（ガソリンスタンドの長）

6 「法令上のタンク」とは

- ・ 厚さ：3.2mm以上
- ・ 鋼板
- ・ 外部にさび止め塗装がしてある



危険物に関する法令を学ぶ前に

7 「高引火点危険物」とは

- ・ 引火点：100℃以上
- ・ 第四類危険物
- ・ 製造所等には特例が定められる

8 「危険等級Ⅰ・危険等級Ⅱ・危険等級Ⅲ」とは

- ・ 危険等級Ⅰ：特殊引火物（危険！！）
- ・ 危険等級Ⅱ：第一石油類、アルコール類（高い揮発性）
- ・ 危険等級Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ以外

危険物に関する法令を学ぶ前に

9 ポリタンクの表示

【灯油の場合】

- ① 第二石油類
- ② 危険物等級Ⅲ
- ③ 10L
- ④ 火気厳禁



※「ポリエチレン製」は記載しなくて良い！！

危険物に関する法令を学ぶ前に

10 運搬容器に表示するもの

- ・ 品名（ガソリン、灯油など）
- ・ 危険物等級（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）
- ・ 数量
- ・ 化学名
- ・ 水溶性のものは水溶性
- ・ 危険物に応じた注意事項



第3編 危険物に関する法令

第1章 消防法

1～1 消防法における用語の意味と貯蔵、取扱いの制限

1 用語の意味と基礎知識

① 危険物とは

【定義】

- ・ 消防法別表第1の品名欄に掲げる物品で同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの
- ・ 毒物、劇物（飲んだら死亡、浴びたら失明など）
- ・ 可燃性、不燃性
- ・ 液体か固体
- ・ 気体の危険物はない（引っかけ問題をつくりやすい）

1～1 消防法における用語の意味と貯蔵、取扱いの制限

1 用語の意味と基礎知識

① 危険物とは

【石炭や木材】→可燃性物質

【都市ガス、プロパンガス、アセチレンガス】

- ・常温常圧において気体（1気圧、20℃）

☆これらは消防法別表第1に記載されていない

→消防法における危険物ではない



その他の危険物なのではないか？とってしまう危険物ではない物質

- ・水素ガス
- ・塩酸
- ・液体酸素
- ・クロールスルホン酸
- ・消石灰

1～1 消防法における用語の意味と貯蔵、取扱いの制限

1 用語の意味と基礎知識

② 「指定数量」とは

- ・危険性の基準となる（指定数量が小さいほど危険）
- ・危険物の規制に関する政令別表第3に明記
- ・原則として「製造所等」以外で貯蔵できる数量

【第四類危険物の指定数量のポイント】

- ・「第一～三石油類」は**水溶性**と**非水溶性**で異なる
- ・「水溶性の第一石油類」と「アルコール類」は**400ℓ**
- ・「水溶性の第二石油類」と
「非水溶性の第三石油類」は**2000ℓ**

第四類危険物の指定数量

- ・特殊引火物 → 50ℓ とくご
- ・第一石油類 → 200ℓ いち・に
※アセトン：400ℓ（水溶性）
- ・アルコール類 → 400ℓ あるよ！
- ・第二石油類 → 1000ℓ に・せん
※氷さく酸：2000ℓ（水溶性）
- ・第三石油類 → 2000ℓ サニー
※グリセリン：4000ℓ（水溶性）
- ・第四石油類 → 6000ℓ 乃木坂46
- ・動植物油類 → 10000ℓ しょくまん

1～1 消防法における用語の意味と貯蔵、取扱いの制限

1 用語の意味と基礎知識

③「第一～六類危険物」とは

- ・物理的性質、化学的性質によって6つに分類
- ・第一類危険物は酸化性固体
- ・第二類危険物は可燃性固体
- ・第三類危険物は自然発火性および禁水性物質
- ・第四類危険物は引火性液体
- ・第五類危険物は自己反応性物質
- ・第六類危険物は酸化性液体

1～1 消防法における用語の意味と貯蔵、取扱いの制限

2 危険物の貯蔵および取扱いの制限

【原則】

指定数量以上の危険物は

- ・貯蔵場所以外で貯蔵してはならない
- ・製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で取り扱ってはならない

【例外】

※消防署長は仮貯蔵の時のみ出現

- ・消防長、消防署長の承認がある
- ・10日以内の「仮貯蔵」
- ・貯蔵量、取扱量に制限なし



1～1 消防法における用語の意味と貯蔵、取扱いの制限

3 危険物の貯蔵、取扱いの技術上の基準のちがい

→適用される法令が異なる

- ① 指定数量以上 → 危険物の規制に関する政令
- ② 指定数量未満 → 市町村条例（法令）

Q. 灯油900ℓを貯蔵する場合はどっち??

→市町村条例に従う

→灯油 = 第二石油類(指定数量：1000ℓ)

1～1 消防法における用語の意味と貯蔵、取扱いの制限

4 危険物の貯蔵、取扱いの倍数の計算法

【1種類の危険物を貯蔵する場合】

$$\frac{\text{危険物の貯蔵量}}{\text{危険物の指定数量}} = \text{倍数}$$

Q. ガソリン1000ℓの貯蔵は指定数量の何倍となるか？

$$\frac{1000}{200} = 5 \text{ 倍}$$

【2種類の危険物を貯蔵する場合】

$$\frac{\text{Aの貯蔵量}}{\text{Aの指定数量}} + \frac{\text{Bの貯蔵量}}{\text{Bの指定数量}} + \frac{\text{Cの貯蔵量}}{\text{Cの指定数量}} = \text{倍数}$$

1～1 消防法における用語の意味と貯蔵、取扱いの制限

4 危険物の貯蔵、取扱いの倍数の計算法

Q. ガソリン180ℓ、灯油5000ℓ、重油10000ℓの

貯蔵量の総和は指定数量の何倍となるか？

$$\begin{aligned} & \frac{180}{200} + \frac{5000}{1000} + \frac{10000}{2000} \\ &= \frac{1800}{2000} + \frac{10000}{2000} + \frac{10000}{2000} = \frac{21800}{2000} \\ &= 10.9 \text{ 倍} \end{aligned}$$

○倍数が1以上

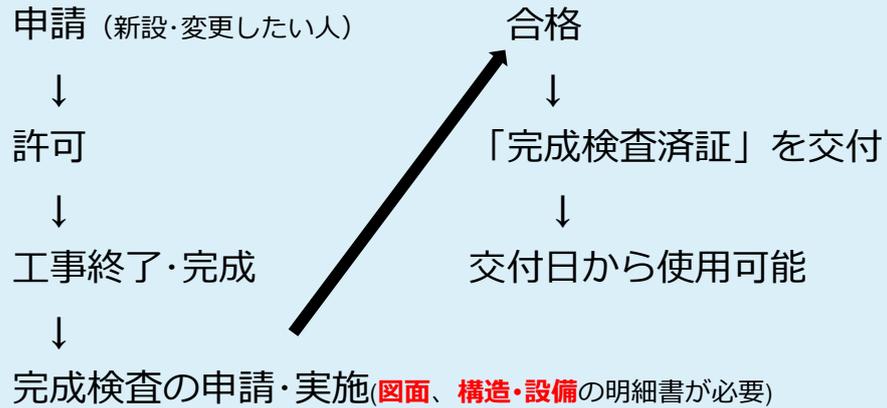
- ・使用数量以上の危険物を取り扱っていると見なされる
- ・消防法、危険物の規制に関する政令が適用される

1～2 製造所等の設置から用途廃止までの諸手続

1 設置及び変更工事の許可

【製造所等の設置（新設）と変更】

☆全て**市町村長等**が行う



1～2 製造所等の設置から用途廃止までの諸手続

2 完成検査前検査

- ・ 政令で定める製造所等の設置・変更
(液体の**危険物タンク**を有する製造所等)
- ・ 完成検査を受ける前に行う
- ・ 市町村長が行う
- ・ 完成検査前検査済証

※この検査は工事中に行われる検査で

工事終了後に検査できない**液体危険物タンクの内部**など
について主に検査する

1～2 製造所等の設置から用途廃止までの諸手続

3 仮使用の承認（変更工事中の一部使用）

- ・ 製造所等の位置、構造、設備を変更する場合
- ・ 完成検査前に仮に使用すること
- ・ 市町村長等の承認が必要
- ・ 工事している部分以外の一部（全部）を使う

4 品名、数量、指定数量の倍数の**変更**の事前届出

- ・ 10前までに届出をする
- ・ 市町村長等に届出を提出

※法令で**10日**はキーワード

1～2 製造所等の設置から用途廃止までの諸手続

5 製造所等の譲渡と用途廃止の届出

☆遅滞なく**市町村長等**の届出を行わなければならない

- ① 製造所等の譲渡・引き渡し
- ② 用途廃止

1～3 製造所等における保安制度

1 所有者等による基準適合維持義務

- ・ 製造所等の所有者
- ・ 位置、構造、設備
- ・ 政令で定める**基準**に**適合**するよう**維持**することが必要

1～3 製造所等における保安制度

2 市町村長等による修理、改造、移転の命令

- ・ 基準適合維持義務を果たしていないときの権利
→ 製造所等の位置、構造、設備が
政令の技術上の基準に適合していない

☆市町村長

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 完成検査済証の交付 | ④ 予防規定の認可 |
| ② 製造所における変更許可 | ⑤ 許可の取り消し・使用停止 |
| ③ 譲渡、用途廃止の許可 | ⑥ 保安監督者の選任、解任 |

1～3 製造所等における保安制度

3 定期点検

- ・ 位置、構造、設備が適合しているかチェック！
- ・ 政令で定める製造所等の所有者に義務がある

① 点検を行う者

- ・ 危険物取扱者（甲種、乙種、丙種）
- ・ 危険物施設保安員

- ・ 無資格者

※重要

丙種危険物取扱者は
定期点検の立ち会いができる

（危険物取扱者の立ち会いがあれば可能）

1～3 製造所等における保安制度

3 定期点検

② 点検回数と記録の保存期間

- ・ 1年に1回以上実施
- ・ 点検記録を作成
- ・ 点検記録は3年間保存

③ 記録内容

- ・ 製造所等の名称
- ・ 点検方法と結果
- ・ 点検年月日
- ・ 点検行った人の名前

※点検結果を報告した日は関係なし！

1～3 製造所等における保安制度

3 定期点検

④ 点検が必要な製造所等（10個）

- (1)すべての移動タンク貯蔵所
- (2)すべての地下タンク貯蔵所
- (3)地下タンクを有する製造所
- (4)地下タンクを有する給油取扱所
- (5)地下タンクを有する一般取扱所
- (6)すべての移送取扱所

1～3 製造所等における保安制度

3 定期点検

④ 点検が必要な製造所等（10個）

(7)指定数量の10倍以上の危険物を貯蔵し、
取り扱う製造所と一般取扱所

(8)指定数量の100倍以上の危険物を貯蔵し、
取り扱う屋外貯蔵所

(9)指定数量の150倍以上の危険物を貯蔵し、
取り扱う屋内貯蔵所

(10)指定数量の200倍以上の危険物を貯蔵し、
取り扱う屋外タンク貯蔵所

1～3 製造所等における保安制度

3 定期点検

④ 点検が必要な製造所等

(1)製造所

(5)一般取扱所

(2)屋内貯蔵所

(6)地下タンクを有する給油取扱所

(3)屋外貯蔵所

(7)移動タンク貯蔵所

(4)屋外タンク貯蔵所

(タンクローリー)

せいぞう・ない・がい・がいタン・いっぽん・ちかタン・いどタン

定期点検を行う場所で超重要な場所

「移動タンク」「地下タンク」の組合せがあれば選べ！！

分からなかったら「地下タンク」を選ぶとよい！！

1～3 製造所等における保安制度

4 予防規定

- ・ 製造所等の保安基準
- ・ 市町村長等に認可を受ける必要がある
- ・ 予防規定だけに「認可」を使う
- ・ 変更にも「認可」が必要
- ・ 規定を定めずに危険物を取り扱っていると罰を受ける
- ・ 必要であれば「市町村長等」が
「製造所等の所有者」に
「変更」を命ずることができる

1～3 製造所等における保安制度

4 予防規定

【1 予防規定に定める事項】（抜粋例）

- ① 危険物の保安業務管理者の**職務・組織**
- ② **危険物保安監督者**が旅行、疾病、事故によって
職務が行えない場合の**代行者**
- ③ 危険物施設の**運転・操作**
- ④ 危険物の保安のための**巡視、保守点検、検査**
- ⑤ 災害、非常時に取るべき**措置**
- ⑥ 危険物の保安に関する**記録、補修等の方法**
- ⑦ **化学消防車**の設置、自衛の**消防組織**

1～3 製造所等における保安制度

4 予防規定

【Ⅱ 予防規定の必要な製造所等】（抜粋例）

- ① 指定数量の10倍以上の危険物を貯蔵・取扱う製造所
- ② 指定数量の150倍以上の危険物を貯蔵・取扱う屋外貯蔵所
- ③ 指定数量の200倍以上の危険物を貯蔵・取扱う屋外タンク貯蔵所
- ④ 指定数量の100倍以上の危険物を貯蔵・取扱う屋外貯蔵所
- ⑤ 指定数量の10倍以上の危険物を貯蔵・取扱う一般取扱所
- ⑥ 移送取扱所
- ⑦ 給油取扱所

※「認可」は「予防規定」だけに使う用語

1～3 製造所等における保安制度

5 許可の取り消し、または使用停止となる条件

市町村長等は製造所等の所有者に対して

- ・ 許可の取り消し
（設置許可、位置・構造・設備の変更の許可）
- ・ 使用の停止（期間を定める）

を命ずることができる

1～3 製造所等における保安制度

5 許可の取り消し、または使用停止となる条件

- ① 許可を受けずに、製造所等の
位置、構造、設備を変更
- ② 完成検査済証の交付前に製造所等を使用
仮使用の承認を受けずに使用
- ③ 修理、改造、移転に関する市町村長等の命令に従わない
- ④ 定期点検を行わなかった
点検記録を作成・保存していなかった
- ⑤ 市町村長等が行う保安検査を受けなかった

1～3 製造所等における保安制度

6 使用停止となる条件

市町村長等は使用停止を命ずることができる

- ① 市町村長等の命令に違反した
- ② 製造所等で危険物保安統括管理者を定めていない
その者に保安業務を統括させていない
- ③ 製造所等で保安監督者を定めていない
その者に保安を監督をさせていない
- ④ 市町村長等の危険物保安統括管理者または
保安監督者の解任命令に従わなかった

1～3 製造所等における保安制度

製造所等で保安業務をする人の役職



①危険物保安監督者（担任の先生）



②危険物施設保安員（学級委員長）



③危険物保安統括管理者（生徒）

1～3 製造所等における保安制度

7 保安講習

- ・製造所等で危険物を取扱っている危険物取扱者は都道府県知事の講習を3年ごとに受ける（受講後の4月1日から3年以内）
- ・初回は1年以内（取扱い作業をした日から）
- ・2年以内に危険物取扱者免状交付を受けたものは交付日後の4月1日から3年以内に受講

1～3 製造所等における保安制度

7 保安講習

- ・都道府県はどこでもOK
- ・危険物を取り扱っていない有資格者は保安講習を受けなくてもOK
- ・無資格者は危険物を取り扱っていても保安講習を受けなくてもOK
- ・法令に違反した者を対象としたものではない
- ・受講義務のある期間内に受講しなければ免状の返納命令の対象となる（資格取り消し）

1～4 危険物取扱者の権限、 取扱うことのできる危険物の種類

1 取り扱うことのできる危険物と権限

【甲種】

- 取扱いできる危険物
→すべての危険物
- 無資格者に対する立ち会うことのできる危険物
→すべての危険物
- 危険物保安監督者になることのできる危険物の施設
→すべての製造所等

1～4 危険物取扱者の権限、
取扱うことのできる危険物の種類

1 取り扱うことのできる危険物と権限

【丙種】

- 取扱いできる危険物
 - ガソリン、灯油、軽油、
第三石油類（重油、潤滑油、引火点130℃以下の油）
第四石油類、動植物油類
- 無資格者に対する立ち会うことのできる危険物
 - 定期点検以外は立ち会う資格がない！
- 危険物保安監督者になることのできる危険物の施設
 - すべての製造所等で監督者になれない！

1～4 危険物取扱者の権限、
取扱うことのできる危険物の種類

1 取り扱うことのできる危険物と権限

【乙種】

- 取扱いできる危険物
 - 取得した免状の危険物
- 無資格者に対する立ち会うことのできる危険物
 - 取得した免状の危険物の取扱いに立ち会えられる
- 危険物保安監督者になることのできる危険物の施設
 - 取得した免状の危険物がある製造所等

1～4 危険物取扱者の権限、 取扱うことのできる危険物の種類

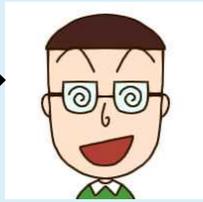
2 無資格者が行う危険物の取扱い作業と立ち会い人の資格
無資格者は経営者や危険物保安監督者の指示であっても、
指定数量未満であっても、危険物の取扱いは
立ち会いなしに取り扱うことはできない

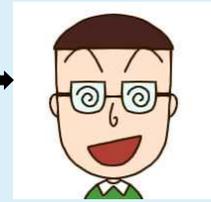
3 危険物保安監督者の選任と解任

- ・ 製造所等に監督者が必要
- ・ 甲種か乙種の危険物取扱者の資格をもつ
- ・ 6ヶ月以上の危険物取扱いの実務経験がある
- ・ 選任と解任をしたときは市町村長等に遅滞なく届出

1～4 危険物取扱者の権限、 取扱うことのできる危険物の種類

4 危険物保安監督者の業務

- ① 作業者に対して指示を出す
- ② 火災時に適切な指示、応急処置、消防機関への連絡
- ③ 施設**保安員**に対して必要な指示 → 
- ④ 災害予防のため、関係施設の関係者と連絡



1～4 危険物取扱者の権限、
取扱うことのできる危険物の種類

5 危険物保安監督者の必要な製造所等

- ・全ての製造所等に必要というわけではない
- ・危険度の大きい製造等に必要

【必ず危険物保安監督者の選任が必要な製造所等】

- ・製造所
 - ・給油取扱所（ガソリンスタンド）
 - ・移送取扱所（パイプライン）
 - ・一般取扱所（ボイラー）
 - ・屋外タンク貯蔵所
- ※製給移送一屋外タンク（請求急いで屋外タンクへ！）



1～4 危険物取扱者の権限、
取扱うことのできる危険物の種類

5 危険物保安監督者の必要な製造所等

① 製造所

- ・必ず必要

② 屋内貯蔵所、地下タンク貯蔵所

- ・原則として必要

【監督者が不要じゃない条件】

- ・引火点が40℃以上の第四類危険物のみ
- ・指定数量の30倍以下の貯蔵



1～4 危険物取扱者の権限、
取扱うことのできる危険物の種類

5 危険物保安監督者の必要な製造所等

③ 屋外貯蔵所

- ・ 基本いらない
- ・ 指定数量の30倍以上の危険物を貯蔵

④ 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所

- ・ 原則として必要

【監督者が必要じゃない条件】

- ・ 引火点が40℃以上の第四類危険物のみ貯蔵



1～4 危険物取扱者の権限、
取扱うことのできる危険物の種類

5 危険物保安監督者の必要な製造所等

⑤ 移動タンク貯蔵所

- ・ いらない

⑥ 屋外タンク貯蔵所、給油取扱所、移送取扱所

- ・ 必ず必要

⑦ 第1種販売取扱所、第2種販売取扱所

- ・ 原則として必要

【監督者が必要じゃない条件】

- ・ 引火点が40℃以上の第四類危険物のみ貯蔵



1～4 危険物取扱者の権限、
取扱うことのできる危険物の種類

5 危険物保安監督者の必要な製造所等

⑧ 一般取扱所

- ・原則として必要

【監督者が必要じゃない条件】

- ・引火点が40℃以上の第四類危険物のみ貯蔵
- ・指定数量の30倍以下の貯蔵量
- ・ボイラー、バーナー等で消費するもの
- ・危険物を容器に詰め替えるもの



1～4 危険物取扱者の権限、
取扱うことのできる危険物の種類

6 危険物保安統括管理者と危険物保安監督者の解任命令

- ・市町村長等は解任を命ずることができる
- ・消防法に違反
- ・市町村長等の命令に違反
- ・公共の安全や災害発生の原因になると判断した場合
- ・市町村長等は危険物施設保安員を解任することはできない



1～5 危険物取扱者免状

1 危険物取扱者免状

(1)免状の種類と交付者

- ・試験に合格すると免状がもらえる
- ・都道府県知事が交付
- ・甲種、乙種、丙種の3種類がある
- ・乙種だけ1～6種)



1～5 危険物取扱者免状

1 危険物取扱者免状

(2)免状の書き換え

写真が10年経過したら免状の書き換え

- ・本籍地の変更
- ・氏名の変更

勤務地の都道府県知事に申請が可能



2021年4月撮影なので
2031年3月に書き換え

1～5 危険物取扱者免状

1 危険物取扱者免状

(3)再交付

- ・なくしたとき
- ・汚したとき
- ・折れたとき
- ・曲がったとき

都道府県知事に再交付の申請ができる
※破損した免状も提出

- ・なくした免状を見つけた

→旧免許状を10日以内に再交付を受けた知事へ

- ・返納命令→消防法に違反

1～5 危険物取扱者免状

1 危険物取扱者免状

(4)免状の不交付（合格しても・・・）

- ・返納命令から1年経過していない者
- ・消防法に関する罰金以上の刑を受け終わった日から2年を経過していない者

○都道府県知事の権限（仕事）

- ・保安講習
- ・免状の交付
- ・返納命令



消防署長は
仮貯蔵の承認
※仮使用は違う

1～5 危険物取扱者免状

2 危険物保安統括管理者

- ・ 製造所等の保安業務を総合的に管理
- ・ 施設全体の安全を維持するための責任者
- ・ 製造所等の所有者が選任
- ・ 市町村長等に届出る ※解任も届出が必要
- ・ 無資格でも大丈夫
- ・ 第四類を指定数量の3000倍以上取り扱う製造所
- ・ 〃 一般取扱所
- ・ 第四類を指定数量以上取り扱う移送取扱所

1～5 危険物取扱者免状

3 危険物施設保安員

- ・ 製造所等の構造、設備
- ・ 保安のための業務の責任者
- ・ 火災発生時の応急措置
- ・ 定期・臨時の点検
- ・ 点検記録の作成や保存
- ・ 無資格でも大丈夫
- ・ 指定数量の100倍以上の危険物を取り扱う製造所
- ・ 〃 一般取扱所
- ・ すべての移送取扱所

※危険物施設保安員の
選任や解任のときに
届出はいらぬ

1～5 危険物取扱者免状

4 適用除外

【消防法の規定に適用されない】

- ・ 航空機、船舶、鉄道、軌道(レール)の上の危険物
- ・ 貯蔵、取扱い、運搬

【おまけ】

- ・ 危険物は、指定数量の**10倍**を
1 所要単位とする。

やっぱり**10**が
キーワードだ

